## 農地中間管理事業に係る利害関係人の意見聴取

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により 農用地利用集積等促進計画(賃借権等)を定めるにあたり、同条第3項の規定により次のとおり 利害関係人の意見聴取について公衆の縦覧に供する。

なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地について、農地中間管理機構(高知県農業公社理事長)に意見書を提出することができる。

令和7年11月7日

農地中間管理機構 公益財団法人高知県農業公社

## 1 農用地利用集積等促進計画の概要

申請年度•番号		賃借権の設定をする農用地	地番	設定期間
7年	第9号	安芸郡芸西村馬ノ上字中屋	3756-1	10年
		安芸郡芸西村馬ノ上字市屋敷	3830	10年

2 縦覧期間・方法

令和7年11月7日(金)から令和7年11月14日(金)まで 機構ホームページに掲載

3 意見聴取の期間・提出方法

縦覧の期間中

郵送または持参とし縦覧期間満了日までに必着

4 意見書の提出先

780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52 公益財団法人高知県農業公社

5 意見聴取の対象となる利害関係人

農地中間管理事業に係る借受希望の方等で、1の農用地等の貸借について 意見のある方